椙山女学園食育推進センター規程

平成１９年規程第　６　号
平成１９年３月２３日制定

（設置）

第１条　学校法人椙山女学園（以下「学園」という。）に、「人間になろう」という教育理念に基づく人間教育の一環として、食育に関する事業を総合的かつ計画的に推進するため、椙山女学園食育推進センター（以下「センター」という。）を置く。

（センターの業務）

第２条　センターは、次の各号に定める業務を行う。

(1)　食育に関する講演会の開催
(2)　学園内飲食施設との連携及び支援
(3)　食育に関する事業の企画、立案及び実施
(4)　食育関連事業への支援
(5)　食育に関する研究
(6)　その他理事長が必要と認める業務

（センター長）

第３条　センターに、センター長を置く。

２　センター長は、センターの業務を掌理する。

３　センター長は、理事長が指名する者をもって充てる。

４　センター長の任期は、２年とする。ただし、再任を妨げない。

（主任）

第４条　センターに、主任を置く。

２　主任は、センター長の命を受けて、センターの業務を処理する。

３　主任は、センター長の意見を聴いて、理事長が指名する者をもって充てる。

（センター員）

第５条　センターに、センターの業務に従事するため、センター員を置くことができる。

（客員センター員）

第６条　センターに、センターの業務に必要に応じて従事するため、客員センター員を置くことができる。

（運営委員会）

第７条　センターに、センターの運営に必要な事項を審議するため、運営委員会を置く。

２　運営委員会は、次の各号に掲げる委員で構成する。

(1)　センター長
(2)　主任
(3)　椙山人間学研究センター長
(4)　学長
(5)　高等学校長及び中学校長
(6)　小学校長
(7)　幼稚園長
(8)　こども園長
(9)　保育園長
(10)　事務局長

３　運営委員会は、センター長が招集し、その議長となる。

（事務）

第８条　センターに関する事務は、企画課において行う。

（雑則）

第９条　この規程に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は、理事長が定める。

附　則

この規程は、平成１９年４月１日から施行する。

附　則（平成１９年規程第２７号）

この規程は、平成１９年９月１日から施行する。

附　則（平成２７年規程第８号）

この規程は、平成２７年４月１日から施行する。

附　則（平成３１年規程第１号）

この規程は、平成３１年４月１日から施行する。